

重要なお知らせ

松江市「株一煙百貨店」発行の「全国百貨店共通商品券」をお持ちのお客様へ

—令和六年三月一日からの取扱停止と未使用券払戻しのお知らせ—

(株)一煙百貨店は、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、令和六年二月二十九日をもって(株)一煙百貨店発行の全国百貨店共通商品券の利用を終了し、翌三月一日から、未使用的全国百貨店共通商品券の払戻しを開始することとなりました。

そのため、誠に申し訳ございませんが、(株)一煙百貨店発行の全国百貨店共通商品券は、同年三月一日から、全国のご利用店舗でのお取扱いを停止させていただくこととなりました。

何卒ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、(株)一煙百貨店による未使用的全国百貨店共通商品券の払戻手続は、左記の概要で行われますので、お持ちのお客様は、同社宛にお申出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

◆ 払戻し申出期間

令和六年三月一日～令和六年五月三十一日

午前九時～午後五時（土曜・日曜・祝日を除く。）

※表記期間にお申出いただけない場合には、本払戻し手続から除外されますのでご注意ください。

◆ 払戻し方法

◆ 払戻し申出期間内に左記「(株)一煙百貨店商品券係」へご連絡下さい。
郵送対応をご案内いたします。

◆ 次に掲げる商品券等は払戻しができません。
偽造又は変造されたもの、証票番号の照合ができないもの、
毀損しているもの

◆ 本件に関するお問合せ先

(株)一煙百貨店商品券係

電話 ○八五二一五五一六一三（令和六年二月二十九日まで）
電話 ○八五二一五五一五〇〇

（令和六年三月一日から令和六年五月三十一日まで）
島根県松江市朝日町六六一番地